

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年 4 月12日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成13年規程第14号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成 8 年規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公務により出張中の者」を「公務による出張中の者，休職者及び30日以上の病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者」に改める。

附 則

この規程は，平成13年 4 月12日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （会議） 第6条 委員会は、<u>公務により出張中の者</u>を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 〔省略〕	〔省略〕 （会議） 第6条 委員会は、<u>公務による出張中の者、退職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者</u>を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成13年4月12日から施行する。</u>